

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 503ページ）	改定した解説
なし	<p>「寸法以上」とは、刃にあっては刃の外径（当該 JIS に刃の長さが規定されている場合は、長さを含む。）及び異極間中心距離、刃受けにあっては刃受け異極間中心距離が当該 JIS の該当寸法以上であることをいう。この場合において、刃及び刃受けは、接続が確実に行える寸法であること。</p>

（当該部解釈）

解釈別表第八 1 (2) モ 電熱器具であつて、器体と電源電線とを接続する接続器を有するものにあつては、その接続器は、次に適合すること。

（イ） 刃及び刃受けの寸法は、この表に特別に規定するものを除き、JIS C 8303「配線用差込接続器」又は JIS C 8358「電気器具用差込接続器」に示された寸法以上のものであること。ただし、接続器の定格電流が 3A 以下のものであつて、その構造上接続器を小形にすることがやむを得ないものにあつては、この限りでない。

（ロ） 以下省略